平成２６年（フ）第６６８号
兵庫県尼崎市武庫町３丁目11番30―121号
債務者　川口　茂一
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６９１号
兵庫県西宮市川西町７番42―208号
債務者　上田　信行
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４５号
兵庫県たつの市誉田町福田69番地パストラル21　203号
債務者　大城真佐子
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第５６号
兵庫県宍粟市山崎町段566番地７　セトル城西101、従前の住所兵庫県宍粟市山崎町庄能136番地　平田コーポ307号
債務者　小林　孝哉
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第６０号
兵庫県朝来市和田山町枚田岡330番地18　レジデンスコレクト201号室、前住所兵庫県朝来市和田山町桑原５番地５　アーバン和田山Ａ―101
債務者　藤本　真希
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第１号
兵庫県豊岡市正法寺294番地の３　メゾン・ド・プリーＡ201号室
債務者　山中由美子（旧姓安住）
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第７３号
広島県世羅郡世羅町大字伊尾952番地
債務者　田治琴太郎
1　決定年月日時　平成27年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第７６号
広島市安佐北区深川７丁目15番36号、申立時の住所広島県尾道市因島中庄町1238番地３　コーポ大出201
債務者　古河　誠史
1　決定年月日時　平成27年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第７７号
広島県世羅郡世羅町大字東神崎282番地４
債務者　延木　史香（旧姓升行）
1　決定年月日時　平成27年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第７８号
広島県世羅郡世羅町大字西神崎785番地
債務者　栗原恵梨香
1　決定年月日時　平成27年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第２８９号
長崎県長崎市小峰町14番17号　レジデンス小峰202号
債務者　上野　恵理（旧姓今村）
1　決定年月日時　平成27年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１８号
北海道小樽市銭函１丁目35番７号
債務者　西原　雅己
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第１２４号
北海道余市郡余市町大川町20丁目３番地１　川田マンション１Ｆ、前住所北海道余市郡余市町大川町11丁目２番地
債務者　岡田　安生
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第１３７号
福島県郡山市安積町長久保３丁目30番地の６　ＤＯＭＩＴＯＲＹ―Ｍ203号
債務者　馬塲　友太
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第１６７号
青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字大鰐153番地10
債務者　山崎さゆき
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１７３号
青森県弘前市大字石渡２丁目５番地10
債務者　神　　恵
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
青森地方裁判所弘前支部